○農林水産省告示第二千二百六十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第十五条の二第六項において準用する同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月九日　農林水産大臣　山本　有二

1．登録番号、農薬の名称並びに登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所

平成28年9月19日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
22004	キクエモン	英国ヒルエンドハウスヒッチントンウオーセスター　WR5　2RQ　ファインアグロケミカルズ　エルティーディ 代表取締役社長　ジュリアン　ウオード （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号　城山トラストタワー27F　五十嵐一）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

2．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第六条の五第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十五条の二第六項において準用する同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十一月九日　農林水産大臣　山本　有二

平成28年7月5日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
20996	グリホサートイソプロピルアミン塩液剤	ピラサート液剤	中華民国台北市建国南路2段332号9樓 ピラーキム　コーポレーション　代表取締役　林素貞 （東京都江東区亀戸五丁目36番6号　ＥＬＩＳＴＡ亀戸101　取締役専務　蔡惠蘭）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

○経済産業省告示第二百七十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十八年十一月九日　経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5253	株式会社ハートウエル	愛媛県今治市朝倉上乙一千五十番地一	平成二十八年十月六日から平成二十九年十月五日まで
5254	株式会社味彩	東京都調布市布田二丁目三十八番地三十三	平成二十八年十月十七日から平成二十九年十月十六日まで

○国土交通省告示第千百九十九号

昭和三十八年建設省告示第百六十二号（退職水防団員等報償規程）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月九日　国土交通大臣　石井　啓一

第七条中「十一月に」を削る。

第八条第一項中「毎年九月十五日までに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

○国土交通省告示第千二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

早借谷（一）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県氷見市早借

字八幡　七〇番二	一号
七二番	二号
七一番	三号
七五番	四号
字岩田谷内　二五四七番二	五号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の谷内

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県氷見市仏生寺

字脇ノ谷内　五二八一番	一号
三六番	二号
三二番	三号から七号まで
三〇番	八号
三一番一	九号
三一番二	十号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水上谷

三　砂防法第二条の土地の表示

富山県富山市舟倉字西山割四十七番地内三等三角点猿鞍を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱五号と六号については、平成二十四年国土交通省告示第十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二六六度四八分三七秒	
九五六・〇七三メートルの地点	一号
標柱一号から一〇三度一一分三五秒	
四三一・七七一メートルの地点	二号
標柱二号から一七八度三六分一五秒	
三八一・三〇〇メートルの地点	三号
標柱三号から一三〇度三五分五四秒	
二二一・六七四メートルの地点	四号
標柱四号から一六五度三二分五三秒	
四三一・一二三メートルの地点	五号
標柱五号から二六〇度二九分四秒	
七二一・〇〇〇メートルの地点	六号
標柱六号から三五一度三二分四八秒	
一〇三・五〇七メートルの地点	七号
標柱七号から二八度二八分五八秒	
一七一・六八一メートルの地点	八号

○国土交通省告示第千二百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大目谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭

字大目谷	
一二九九番一及び一二九九番二	一三〇〇番
	一三〇一番
	一三〇二番
	一三〇三番一から一三〇三番五まで